

芝山町新型インフルエンザ等対策行動計画
(平成26年7月)

芝 山 町

目 次

はじめに	1
新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針	2
1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	2
2. 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	3
3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	4
4. 新型インフルエンザ等発生時の被害と影響	5
5. 対策推進のための役割分担	7
6. 行動計画の主要6項目	9
(1) 実施体制	9
(2) 情報提供・共有	10
(3) 予防・まん延防止	11
(4) 予防接種	12
(5) 医療	16
(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保	18
7. 発生段階	19
各段階における対策	21
I. 未発生期	22
II. 海外発生期	27
III. 国内発生早期（県内未発生期）～県内発生早期	32
IV. 県内感染期	37
V. 小康期	44
（参考1）県内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合等の対策	47
（参考2）用語解説	50

はじめに

○新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行している季節性インフルエンザのウイルスとその抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生し、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、短期間のうちに感染が拡大して世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的な影響をもたらすことが懸念されている。また、感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響力を及ぼす未知の感染症が発生する可能性もある。

これらの病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小限となるようにすることを目的に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が定められ、平成25年4月に施行された。

また、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供や感染拡大防止対策等が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に規定されている。

○芝山町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

本町は、国内最大級の空の玄関口である成田国際空港に隣接している地域性を考慮し、新たな感染症の脅威から町民の健康を守り、町民生活及び経済に及ぼす影響を最小限とするため、特措法第8条第1項の規定に基づき、芝山町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「本行動計画」という。）を策定し、総合的に対策を推進するものとする。

○対象とする感染症

本行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、次のとおりとする。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、県内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、本行動計画の参考として「県内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示す。